

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 昭和四十六年度第二次自衛官の募集
保険医の登録
- 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 森林法第八十九条の規定による告示
- 土地改良事業の適否の決定
- 都市計画の変更の案の縦覧
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号の一部改正

◇ 告 示 昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正
消防設備士試験の実施

◇ 正 誤 昭和四十六年六月鳥取県告示第五百五十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百七十二号

自衛隊法施行令(和昭二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百七十二条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十六年度第二次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間並びに試験期日及び試験場等を次のとおり告示する。

昭和四十六年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 募集期間

昭和四十六年九月三十日まで

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市加茂町一丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八才以上二十五才未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

ア 筆記試験(国語(作文を含む)、社会及び数学)

イ 身体検査

ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第五百七十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十六年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
神馬 知明	東伯郡大栄町大字由良宿五五六	鳥歯第二九六号	昭和四十六年六月十五日

鳥取県告示第五百七十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
永井整形外科医院	米子市上後藤二四番地三	昭和四十六年六月一日
由良 齒科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五六	十五日
早瀬 医院	鳥取市川端五丁目一〇六	〃

鳥取県告示第五百七十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

に行なおうとする土地改良（羽合浜地区農道舗装）事業については、審香の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年七月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字久留九八の四

羽合砂丘土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十九号

昭和四十六年五月二十六日付で羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（長瀬地区かんがい排水）事業については、審香の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年七月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字長瀬一、一三五

羽合土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十号

昭和四十六年五月十五日付で羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（光吉地区かんがい排水）事業については、審香の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年七月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字長瀬一、一三五

羽合土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更するので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類

用途地域

二 都市計画を定める土地の区域

鳥取市尚徳町、東町三丁目、西町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、湯所町二丁目、江崎町、玄好町、材木町、片原一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、二階町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、元魚町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、川端一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、寿町、新品治町、薬師町、相生町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、掛出町、上魚町、元大工町、茶町、鍛冶町、若桜町、桶屋町、職人町、新町、戎町、元町、中町、大榎町、御弓町、庖丁人町、大工町頭、吉方町一丁目、二丁目、立川町二丁目、五丁目、寺町、弥生町、東品治町、栄町、吉方

温泉一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、吉方、末広温泉町、永楽温泉町、

瓦町、今町一丁目、二丁目、南町、行徳、宮長、的場、大覚寺、富安、

田島、松並町一丁目、二丁目、青葉町一丁目、二丁目、三丁目、田園町

一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、新、雲山及び大杣の全域並びに東町

一丁目、二丁目、湯所町一丁目、丸山町、栗谷町、馬場町、上町、立川

町一丁目、三丁目、四丁目、滝山、卯垣、岩倉、叶、吉成、古市、西品

治、松並町三丁目、浜坂、覚寺、賀露町、古海、徳尾、岩吉、布勢、桂

見、湖山町、徳吉、安長、南隈、秋里、江津、商栄町、東大路、西大路、

久末、正蓮寺、桜谷、東今在家、津久井、杉崎、桂木、船木、伏野及び

三津の一部

岩美郡国府町大字町屋、宮ノ下及び奥谷の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一六 鳥取市役所

岩美郡国府町町屋三〇五ノ一 国府町役場

四 縦覧期間

昭和四十六年七月六日から昭和四十六年七月十九日まで

鳥取県告示第五百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十六年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十六年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十六年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百八十五号

昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号(鳥取県指定金融機関の名称位置、出納区域及び取扱事務について)の一部を次のように改正する。

昭和四十六年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社山陰合同銀行倉吉支店 三朝出張所」を「株式会社山陰合同銀行 三朝支店」に改める。

鳥取県告示第五百八十六号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号(鳥取県収納代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十六年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行鳥取駅前支店 鳥取市米町 株式会社鳥取銀行本店」
を「株式会社鳥取銀行鳥取駅前支店 鳥取市米町 株式会社鳥取銀行本店」
株式会社鳥取銀行鳥取東出張所 鳥取市卯垣 株式会社鳥取銀行本店」
に改める。

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の8第1項の規定に基づき、次のとおり消防設備十試験を実施するので、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の11の規定により公告する。

昭和46年7月6日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

ア 筆記試験 昭和46年8月20日午前10時から

イ 実技試験 昭和46年9月19日午前10時から

(2) 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 試験の種類

- (1) 甲種消防設備士試験 (以下「甲種試験」という。)
- (2) 乙種消防設備士試験 (以下「乙種試験」という。)

受験できる試験の種類及び指定区分の数は、制限しないが、同一指定区分に係る試験は、甲種試験又は乙種試験のうちいずれか一方を受験することができない。

3 試験の方法

試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行なう。

4 受験手続

- (1) 受験願書の受付期間

昭和46年7月16日から昭和46年7月31日まで (郵送の場合は、昭和46年7月31日までの消印のあるものは、有効とする。)

- (2) 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部地方課

- (3) 提出書類等

ア 受験願書 所定の用紙により試験の種類及び指定区分ごとに提出すること。

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真1葉 受験願書提出前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル、横4センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

エ 受験手数料

オ 受験手数料

甲種試験 1,500円

乙種試験 1,000円

- (イ) 納付方法

ウに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。

- (ウ) 既納の手数料は、申込みを取り消し、又は受験しなかった場合でも返還しない。

5 その他

- (1) 受験願書は、各市消防本部又は鳥取県総務部地方課に請求すること。
- (2) その他不明の点は、鳥取県総務部地方課に問い合わせること。

正 誤

昭和四十六年六月鳥取県告示第五百五十八号(鳥獣保護区の存続期間の更新について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 四 行 七 鶴ノ池 鉢伏山